

# いちご和えの里 料金表

令和元年10月現在

## (1) 介護報酬利用分

※福井市は地域区分が「7級地」であるため、下記表の単位数に10.14円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合（1割～3割）にもとづいた額が自己負担となります。

### 【認知症対応型共同生活介護】

認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）

（単位：単位数）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日	761	797	820	837	854
1か月	22,830	23,910	24,600	25,110	25,620

※1 か月は30日で計算

短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）

※あらかじめ30日以内の利用期間を定め、サービスを利用する場合

（単位・単位数）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日	789	825	849	865	882

下記加算・減算については、各条件を満たす場合に算定します。

初期加算	30単位/日
入居した日から30日以内の期間必要となります。また、1ヵ月以上の入院後に再入居する場合にも30日以内の期間必要になります。	

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ア	所定単位数に加算率11.1%を乗じた単位数で算定
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	従来の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）アを除く所定単位数に加算率3.1%を乗じた単位数で算定

退去時相談援助加算	400単位/日（退去時）
利用期間が1ヶ月を超える利用者の退去時に、福祉サービスについての相談援助を行い、且つ、退去の日から2週間以内に当該利用者の介護状況等の必要な情報提供を行った場合に必要となります。但し、在宅復帰であり、家族等の同意を得た場合です。	

医療連携体制加算（Ⅰ）	39単位/日
医療連携体制加算（Ⅱ）	49単位/日
医療連携体制加算（Ⅲ）	59単位/日

（Ⅰ）・当該事業所の職員として訪問看護ステーション等との連携により、看護師を1名以上確保し、看護師により24時間連絡体制を確保している事、また重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の前に当該指針の内容を説明し同意を得ている場合に算定します。

（Ⅱ）・事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上確保している（看護職員が准看護師のみである場合には病院等と連携体制を確保する）場合に算定します。

（Ⅲ）・事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置している場合に算定します。

※（Ⅱ）（Ⅲ）共通※

<p>・前 12 ヶ月間において次のいずれかに該当する状態の入居者が 1 名以上いる場合に算定します。          ①喀痰吸引を実施している状態 ②経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態</p>	
生活機能向上連携加算	200単位/月
<p>利用者様の自立支援・重度化防止を目的に、事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを行います。</p>	

口腔衛生管理体制加算	30単位/月
<p>歯科医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに関するアドバイスや指導を月 1 回以上行い、口腔ケアの充実を図ります。</p>	

栄養スクリーニング加算	5単位/回（6ヵ月に1回を限度）
<p>ご利用開始時及びご利用中6ヶ月ごとに利用者様の栄養状態について確認を行い、その栄養状態を担当ケアマネジャーと情報共有した場合に算定します。</p>	

看取り介護加算	144単位/日（死亡日以前4日以上30日以下）
	680単位/日（死亡日の前日及び前々日）
	1,280単位/日（死亡日）
<p>医師（主治医）が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又はその家族の同意を得て、当該事業所が整備する「看取りに関する指針」に定める介護計画に基づき介護を行うことの同意を得た場合に必要となります。</p>	

認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日
<p>認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者割合が50%以上になり、認知症介護に係わる専門的研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了した者を厚生労働省の定める基準で配置し、技術的指導に係わる会議を定期的に関催する体制が整った場合に必要となります。</p>	

認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位/日
<p>認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、認知症介護の指導に係わる専門的研修（認知症介護指導者研修）を修了した者を（Ⅰ）の基準に加え1名以上配置し、認知症ケアの指導を実施すると共に、当該事業所における研修計画を作成し、研修を実施する体制が整った場合に必要となります。</p>	

サービス提供体制加算（Ⅰ）イ	18単位/日
<p>当該事業所の介護従事者の総数のうち、介護福祉士の資格を有する者の占める割合が60%以上配置され、厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合に必要となります。</p>	

夜間支援体制加算（Ⅰ）	50単位/日
<p>夜間及び深夜の時間帯を通じて介護従事者を1ユニット1名配置することに加えて、夜勤を行う介護従事者を1名以上配置した場合に必要となります。</p>	

認知症行動緊急対応加算	200単位/日（入居日から7日間）
認知症共同生活介護を利用することが適当であると判断し、入居した場合に必要となります。	

若年性認知症受入加算	120単位/日（入居日から7日間）
若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定め、介護を行った場合に必要となります。	

**【介護予防認知症対応型共同生活介護】**

介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ） （単位：単位数）

	要支援2
1日	757
1か月	22,710

※1か月は30日計算

短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）

※あらかじめ30日以内の利用期間を定め、サービスを利用する場合 （単位・単位数）

	要支援2
1日	785

下記加算・減算については、各条件を満たす場合に算定します。

初期加算	30単位/日
入居した日から30日以内の期間必要となります。また、1ヵ月以上の入院後に再入居する場合にも30日以内の期間必要になります。	

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ア	所定単位数に加算率11.1%を乗じた単位数で算定
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	従来の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）アを除く所定単位数に加算率3.1%を乗じた単位数で算定

退去時相談援助加算	400単位/日（退去時）
利用期間が1ヶ月を超える利用者の退去時に、福祉サービスについての相談援助を行い、且つ、退去の日から2週間以内に当該利用者の介護状況等の必要な情報提供を行った場合に必要となります。但し、在宅復帰であり、家族等の同意を得た場合です。	

医療連携体制加算（Ⅰ）	39単位/日
医療連携体制加算（Ⅱ）	49単位/日
医療連携体制加算（Ⅲ）	59単位/日

当該事業所に於いて「看取りに関する指針」（重度化した場合における対応に係る指針）を整備し、家族等の同意を得て、正看護師を配置した場合や、契約により訪問看護ステーション等（医療機関）の看護師により利用者の日常的な健康管理や医療機関（主治医）との連絡調整を行なえる等の体制が整った場合に必要となります。

生活機能向上連携加算	200単位/月
------------	---------

利用者様の自立支援・重度化防止を目的に、事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを行います。

口腔衛生管理体制加算

30単位/月

歯科医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに関するアドバイスや指導を月1回以上行い、口腔ケアの充実を図ります。

栄養スクリーニング加算

5単位/回（6ヵ月に1回を限度）

ご利用開始時及びご利用中6ヶ月ごとに利用者様の栄養状態について確認を行い、その栄養状態を担当ケアマネジャーと情報共有した場合に算定します。

看取り介護加算

144単位/日（死亡日以前4日以上30日以下）

680単位/日（死亡日の前日及び前々日）

1,280単位/日（死亡日）

医師（主治医）が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又はその家族の同意を得て、当該事業所が整備する「看取りに関する指針」に定める介護計画に基づき介護を行うことの同意を得た場合に必要となります。

認知症専門ケア加算（Ⅰ）

3単位/日

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者割合が50%以上になり、認知症介護に係わる専門的研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了した者を厚生労働省の定める基準で配置し、技術的指導に係わる会議を定期的開催する体制が整った場合に必要となります。

認知症専門ケア加算（Ⅱ）

4単位/日

認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、認知症介護の指導に係わる専門的研修（認知症介護指導者研修）を修了した者を（Ⅰ）の基準に加え1名以上配置し、認知症ケアの指導を実施すると共に、当該事業所における研修計画を作成し、研修を実施する体制が整った場合に必要となります。

サービス提供体制加算（Ⅰ）イ

18単位/日

当該事業所の介護従事者の総数のうち、介護福祉士の資格を有する者の占める割合が60%以上配置され、厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合に必要となります。

夜間支援体制加算（Ⅰ）

50単位/日

夜間及び深夜の時間帯を通じて介護従事者を1ユニット1名配置することに加えて、夜勤を行う介護従事者を1名以上配置した場合に必要となります。

認知症行動緊急対応加算

200単位/日（入居日から7日間）

医師が、認知症の行動・心理状態が認められるために在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症共同生活介護を利用することが適当であると判断し、入居した場合に必要となります。

若年性認知症受入加算

120単位/日（入居日から7日間）

若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定め、介護を行った場合に必要となります。

## (2) 介護保険外費用

	居住費	水道光熱費	食費
1日	1,500円	500円	1,500円
1か月	45,000円	15,000円	45,000円

- ※ 月の中途における入居又は退居についての料金（居住費・食費・光熱水費）は、日割り計算とします。又、入院中においては居住費を徴収することがあります。ただし、利用者がサービス利用を一時中断し、1ヶ月以内に利用の再開が見込めない場合は当月分、もしくは1ヶ月分の居住費を徴収します。
- ※ 外泊の場合の食事代は、欠食分として減算します。（居住費については定額での請求とします。）

## (3) その他の費用

おむつや理美容、レクリエーション・クラブ活動等にかかる費用などは実費負担となります。また、布団については基本的に当ホームのものを使用となりますが、利用者様が掛布団等を汚された場合、クリーニング代を請求することがあります。

### ○おむつ代

- ※ おむつなどは持参されて構いません。無くなっている際は別紙参照のものを使用します。

### ○クリーニング代

・羽毛掛布団 2,000円	・肌布団 500円	・ベットパット 400円
・枕 500円	・敷布団 1,500円	